

組合員・利用者の皆様へ

県央愛川農業協同組合
代表理事組合長 馬場 紀光

元役職員が関与した不適切な融資に係る判決について

当組合は、外部監査や内部調査により明らかとなった不適切な融資に関して、調査委員会を立ち上げ調査を行っていましたが、同委員会には強制捜査権がないことから、取引先との関係について不明確な点が残っておりました。

組合では、本件の全容の解明と重大性から平成27年12月11日に元常務理事を背任罪で告訴しました。その後、平成29年1月21日に同人を含め元信用共済部長が逮捕され、同年2月25日には元代表理事組合長も逮捕となりました。

現在、裁判所へ起訴され公判が進められていた中で、本日、元常務理事及び元信用共済部長に対して横浜地方裁判所小田原支部において有罪判決が言い渡されました。元役員らが在任中に不適切な融資に関与したこと及びその行為には背任罪が成立するとの判決内容を大変重く受け止めております。

元代表理事組合長については公判が係属中であり、今後も組合として全容の解明に向け最善の努力をしてまいります。

また、信頼の回復に向け役職員一丸となって引き続き再発防止に取り組むとともに、この判決を受けて改めてコンプライアンス意識の醸成を徹底してまいります。

組合員・利用者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたこと、深くお詫び申し上げます。

平成29年12月21日